○厚生労働省告示第百十一号

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十四条の三第一号の規定に基づき、消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等（平成十七年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日

厚生労働大臣　田村　憲久

本文中「資産の譲渡等」の下に「及び児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第四十九条の二第四号に規定する施設であって、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第三項の規定による認定を受けているもの又は同条第五項の規定による公示がされているもの（同条第一項の条例で定める要件に適合していると認められるものを除く。）において、乳幼児を保育する業務として行われる資産の譲渡等」を加える。

○厚生労働省告示第百十二号

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十四年政令第百八十八号）第一条第二項の規定に基づき、国民年金の後納保険料を納付する場合に納付すべき額を次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

厚生労働大臣　田村　憲久

国民年金の後納保険料を納付する場合に納付すべき額

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に、平成十五年四月から平成二十三年三月までの各月分に係る国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十三号）附則第二条第一項に規定する後納保険料を納付する場合に納付すべき額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

平成十五年四月から平成十六年三月までの月分	一四、八六〇円
平成十六年四月から平成十七年三月までの月分	一四、六四〇円
平成十七年四月から平成十八年三月までの月分	一四、六九〇円
平成十八年四月から平成十九年三月までの月分	一四、七五〇円
平成十九年四月から平成二十年三月までの月分	一四、七八〇円
平成二十年四月から平成二十一年三月までの月分	一四、八九〇円
平成二十一年四月から平成二十二年三月までの月分	一四、九七〇円
平成二十二年四月から平成二十三年三月までの月分	一五、二四〇円

○厚生労働省告示第百十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）第九条第三項の規定に基づき、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額を定める件（平成二十一年厚生労働省告示第五百三十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十九日

厚生労働大臣　田村　憲久

次の題名を付する。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額

表に次のように加える。

基準永住帰国日が平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間にある者	一一、七〇〇円

○厚生労働省告示第百十四号

国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第十条第二項の規定に基づき、国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額を次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

厚生労働大臣　田村　憲久

国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額

一　平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に、平成十五年四月から平成二十三年三月までの各月分に係る国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号。以下「法」という。）第八十九条、第九十条第一項、第九十条の三第一項並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十九条第一項及び第二項の規定により納付することを要しないものとされた保険料を追納する場合（平成二十五年四月に平成二十三年三月分に係る保険料を追納する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

二　平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に、平成十八年七月から平成二十三年三月までの各月分に係る法第九十条の二第一項の規定によりその四分の三につき納付することを要しないものとされた保険料を追納する場合（平成二十五年四月に平成二十三年三月分に係る保険料を追納する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

三　平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に、平成十五年四月から平成二十三年三月までの各月分に係る法第九十条の二第二項の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料を追納する場合（平成二十五年四月に平成二十三年三月分に係る保険料を追納する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

四　平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に、平成十八年七月から平成二十三年三月までの各月分に係る法第九十条の二第三項の規定によりその四分の一につき納付することを要しないものとされた保険料を追納する場合（平成二十五年四月に平成二十三年三月分に係る保険料を追納する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第四の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

別表第一

平成十五年四月から平成十六年三月までの月分	一四、八六〇円
平成十六年四月から平成十七年三月までの月分	一四、六四〇円
平成十七年四月から平成十八年三月までの月分	一四、六九〇円
平成十八年四月から平成十九年三月までの月分	一四、七五〇円
平成十九年四月から平成二十年三月までの月分	一四、七八〇円
平成二十年四月から平成二十一年三月までの月分	一四、八九〇円
平成二十一年四月から平成二十二年三月までの月分	一四、九七〇円
平成二十二年四月から平成二十三年三月までの月分	一五、二四〇円